

伊勢市公報

第441号
令和6年3月21日
木曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
告 示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	5
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
選挙管理委員会告示	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について	8
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	9
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	10
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
公 告	
○ パブリックコメントの結果公表について	12
○ パブリックコメントの結果公表について	13
○ パブリックコメントの結果公表について	14
○ パブリックコメントの結果公表について	15
○ パブリックコメントの結果公表について	16
○ パブリックコメントの結果公表について	17
○ パブリックコメントの結果公表について	18
○ パブリックコメントの結果公表について	19
○ 公示送達	20
○ 公示送達	21
○ 公示送達	22
○ 公示送達	25
○ 公示送達	26
○ 公示送達	28
○ 伊勢市人権施策基本方針の変更について	30

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 34 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 21 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
医療法人田中病院
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスセンターいそかぜ
所在地 伊勢市磯町 1023 番地 3
- 3 指定の年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 22 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
合同会社 温
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 古民家デイサービスセンター温
所在地 伊勢市小俣町明野 1055 番地 1
- 3 指定の年月日
令和 6 年 3 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 23 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	廣 山 義 之
	伊勢市有滝町 2328 番地 1
変更後	濱 口 恵 一
	伊勢市有滝町 1882 番地 1

伊勢市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和6年3月1日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,051 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,091 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

34,182 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 102,544 人

伊勢市農業委員会告示第3号

伊勢市農業委員会第219回総会を次のとおり招集します。

令和6年3月11日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年3月15日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 非農地証明願について
 - 議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

令和6年3月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業 者名	所 在 地	廃止年月日
335	花井水工	鳥羽市浦村町251	令和6年2月26日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和6年3月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日	指定有効期限
420	株式会社 SKYS	鳥羽市浦村町 251	令和6年2月26日	令和11年2月26日

伊勢市公告第7号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）及び（仮称）伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和6年3月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 案の題名

（仮称）伊勢志摩地域自転車等活用推進計画（案）

（仮称）伊勢志摩地域自転車ネットワーク計画（案）

2 案の公告日

令和5年11月1日

3 提出された意見等の概要

別紙のとおり

4 提出された意見に対する市の考え方

別紙のとおり

5 案の修正内容

別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部交通政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第8号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和6年3月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
（仮称）スマートシティ伊勢推進構想（案）
- 2 案の公告日
令和5年12月1日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局デジタル政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第9号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和6年3月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）
- 2 案の公告日
令和5年12月1日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 10 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市人権施策基本方針（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市人権施策基本方針（案）
- 2 案の公告日
令和 5 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部人権政策課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 11 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）
- 2 案の公告日
令和 5 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部介護保険課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 12 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 計画案の題名
伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（案）
- 2 案の公告日
令和 5 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 13 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 4 期伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（案）
- 2 案の公告日
令和 5 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部福祉総合支援センターに備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 14 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市自殺対策推進計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 6 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 次伊勢市自殺対策推進計画（案）
- 2 案の公告日
令和 5 年 12 月 1 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部健康課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 15 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度軽自動車税（種別割）納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名

整理番号	納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

伊勢市公告第 16 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 17 号

公 示 送 達

下記の者の令和 3 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 18 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 19 号

公 示 送 達

下記の者の令和 4 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 20 号

公 示 送 達

下記の者の令和 5 年度の市民税・県民税納税通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、総務部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

伊勢市公告第 21 号

伊勢市人権施策基本方針を変更しましたので、伊勢市人権尊重条例（平成 18 年伊勢市条例第 52 号）第 5 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定により、次のとおり当該基本方針を公表します。

令和 6 年 3 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部人権政策課に備え置いて縦覧に供します。